

文例（子の認知）

第〇条 遺言者は、次の者を認知する。

本 籍 東京都〇〇区〇〇・・・
氏 名 〇〇〇〇
筆 頭 者 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第〇条 遺言者は、次の者が現に懐胎している子を認知する。

本 籍 東京都〇〇区〇〇・・・
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

認知とは、父または母がその婚姻外の子を自分の子と認めて法律上親子関係を生じさせる行為をいいます。認知は、生前行為（届出）でもできますが、遺言によってもできます。成年に達した子を認知する場合は本人の承諾、胎児の場合は母親の承諾が必要です。認知をされた子は、出生のときに遡って非嫡出子となり、遺言者の相続権を取得しますが、相続分は嫡出子の2分の1になります。

｜遺言執行者の指定

遺言認知は、遺言者の死亡と同時にその効果を生じますが、必ず遺言執行者がその就任の日から10日以内に、認知に関する遺言の謄本を添付して、市区町村長に認知の届出をする必要があります。つまり、遺言で認知をする場合は、遺言執行者を指定しておく必要があります。認知には法的知識が必要な場合がありますので、遺言執行者は弁護士などの専門家にしておくことと手続きが円滑に進むでしょう。